

世田谷区告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年5月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区駒沢四丁目74番19の内

3 変更の区域

延長 0.10メートル

幅員 0.64メートル

面積 0.06平方メートル

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（区域決定）

街区 駒沢四丁目 3 1 番

